

杜の風

校長 森 薫

◎ 市中体連夏季大会の結果です。 (7月9・10日) みんな頑張りました!!

- ソフトテニス部 男子個人戦 八木橋・渡部組 第3位
尾林・小林組 長島・山本組 ベスト8
女子個人戦 武井・板橋組 第3位
長島・稲垣組 板橋・狩野組 ベスト8
- 陸上 1年生 鈴木君 100m 第1位 12秒70
3年生 鈴木君 3000m 第2位 9分21秒07
1500m 第4位 4分21秒43

※上記ソフトテニス部男女個人・陸上、県大会出場おめでとうございます。

- 野球部 3回戦 対 綿打中 敗退 ベスト6(変則トーナメント)
○ バレー部 予選リーグ 対 宝泉中 敗退 対 綿打中 敗退
○ 卓球部 男子・女子シングルス 敗退。ダブルス・団体戦、頑張ってください。

(以下につきましては、3年生に向けての言葉ですので前号と同じ文章です)

選手の皆さん、暑い中での大会頑張りましたね。惜しい試合もたくさんありました。残念ですが負けてしまった部の3年生、最後まであきらめずに頑張りましたね。そして3年間よく頑張りました。仲間とともに頑張ってきた3年間の部活はとても貴重で大切なものです。間違いなくあなたたちをそしてあなた自身を成長させています。3年間頑張ってきたことをこれからの生き方に活かしてください。また、高校でも競技を続けることができます。競技を続けるという人は、今回の悔しいと思う気持ちが次につながり、心・技・体をさらに成長させてくれることでしょう。

まずは高校受験(受検)という次の目標に向かって頑張りましょう。

一緒に努力してきた仲間たち、後輩・卒業した先輩、ここまで応援してくれた保護者の方々、指導してくれた顧問の先生に感謝の心を忘れずに。お疲れさまでした。

保護者の皆様、車出しや応援、感染・熱中症対策等、有難うございました。

これから大会がある部・県大会出場を決めた部、試合は続きます。頑張ってください。保護者の皆様、車出しや応援、感染・熱中症対策等、宜しく願います。

虐待について【心理的虐待・身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の放棄・怠慢）】があり、児童虐待防止法により禁止されています。（群馬県警察からのチラシを参照願います）

子どもの健全な成長の妨げとなる虐待・命を奪ってしまう虐待は絶対に許されないことです。自分の行為が虐待に当たると分かっている、口止めする保護者もいます。

『虐待はしないでください。』

『虐待はしつけ（躾）とは見なされません。』

私はある学校で、警察による生徒の安全確保と保護者の逮捕事案を経験しています。生徒はその後児童相談所に一時保護。保護者は釈放後養育態度・養育方法を改めました。

『誰であっても虐待の疑いを発見した場合には、通告の義務があります。（児童虐待防止法第6条）』

特に学校や幼稚園・保育園等は、虐待の疑いを発見しやすい場所として児童相談所への通告や太田警察署（緊急を要するような場合は110番）への通報の義務があります。

※皆さんの中で自分自身が虐待を受けているという人は、

- ◎学校へ報告や相談（どの先生でも大丈夫です）
- ◎児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）
- ◎群馬県警察子ども安全対策課027-243-0110
- ◎緊急の場合には110番 に通告・通報してください。

※友達や友達のお父さん・お母さん、ご近所の皆さん。

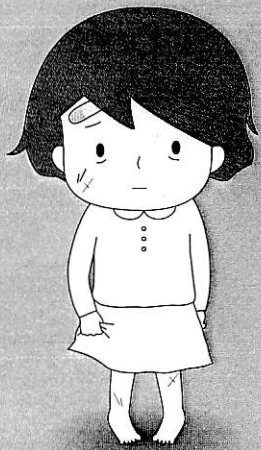
児童虐待？と思ったら、児童生徒を守るため、迷わず

- ◎児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）
- ◎群馬県警察子ども安全対策課027-243-0110
- ◎緊急の場合には110番 に通告・通報してください。

皆さんに知ってほしい
苛烈な暴行による殺害や
ネグレクトによる餓死など
悲惨な被害に遭う子供が
激増していることを

虐待死の多くは軽い虐待が
エスカレートした挙句に起きています。
虐待する虐待は誰かが止めなければなりません。
子供を守るためには、早期対応が最も重要です。
皆さんの目と行動が虐待から子供を救います。

児童虐待



を 目 指 そ う

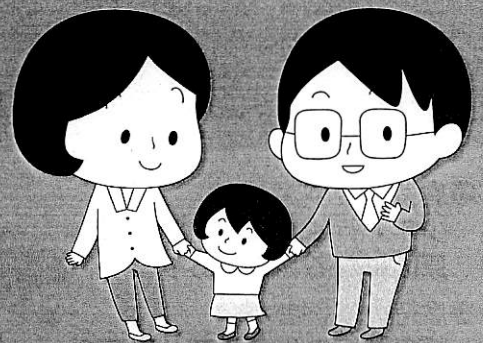
見ないふり 知らないふり
絶対にしないで

誰であっても児童虐待を通告する義務があります。

[児童虐待防止法 第6条]

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は
速やかに、略、児童相談所に通告しなければならない

あなたの通報が
エスカレートしていく虐待に歯止めをかけ
本来の親子の姿を取り戻すことにつながります。



児童虐待!?! と思ったら

迷わず市町村相談窓口、児童相談所もしくは警察に通報してください。

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ **1 8 9**
いち はや く

※お近くの児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料は無料です。

群馬県警察本部 生活安全部 子供・女性安全対策課

027-243-0110 (代表)

■この他、各市町村にも児童虐待の相談窓口があります。

虐待が疑われる子供の特徴

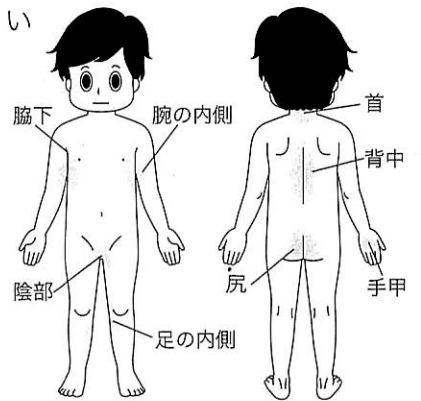
身体的虐待



●右図のような転倒等では怪我しにくい部位の怪我は要注意です！

特に注意が必要な怪我

- ① 線状の皮下出血 → 棒で叩かれた!?
- ② 色調の違う複数のアザ → 連続して暴行!?
- ③ 円形の紅斑、水泡 → タバコの痕!?
- ④ 歯型 → 噛みつかれた!?
- ⑤ 大きなアザ、腫れ
→ 体重も軽く、力も弱いのに、一人でこんな大怪我するかしら!?



- 基礎疾患がないのに低身長
- 着衣の汚れ
季節にそぐわない衣服
- 頭髪・爪が伸びたまま放置
体の汚れ
- 虫歯が極端に多い。
- 子供が泣いていても放置するなど
保護者の態度が不自然
- 夜間に子供だけの出歩きや迷子

ネグレクト



- 年齢不相応な性知識
特異な自慰行為
他児の性器を触る。
自己の性器を見せる。
- 異性への
過度な興味や接近
- 排尿等を痛がる。
性器や肛門の怪我
膀胱炎・膣炎

性的虐待



- 保護者の
顔をうかがう、
または怖がる。
- 家に帰りたがらない。
- 親による極端な
兄弟間差別
えこひいき

心理的虐待



※言葉による脅しや無視以外にも、子供の前で家族に対して暴力をふるう(DV)なども心理的虐待に該当します。

児童虐待は青少年の健全育成を阻害します。

- 虐待の経験が
少年非行や様々な問題の
原因になる場合があります。
- 虐待の被害者が
将来加害者になることも多く
虐待は連鎖します。



児童虐待は社会全体で対応すべき問題です。

「児童虐待ゼロ」の社会を築くため ご協力をお願いします。

